

保

険

の

ひ

ろ

ば

大規模災害発生時のボランティア活動保険の取り扱いとは？



今年も台風シーズンが近づいてきました。特に最近では、甚大な被害をもたらす自然災害が全国で頻発し、災害救援ボランティアには大きな期待が寄せられるとともに、その支援活動は多大な役割を果たしています。そこで、台風や地震・噴火などによって発生する「大規模災害」と「ボランティア活動保険」の取り扱いについてお知らせします。



Q1 「大規模災害」とは？

A1 台風、集中豪雨、洪水、竜巻などや、地震、噴火、津波などの災害によって被害が広く、大きく発生したため、災害復旧対応などのボランティア活動に緊急性がある事態をいいます。

Q3 「大規模災害特例」が適用された場合、補償開始や加入方法に違いがあるのですか？

A3 ①補償開始・・・通常は加入申込手続きの完了した日の翌日午前0から補償開始ですが、大規模災害特例が適用された場合には、加入申込手続きが完了した時点から即時の補償開始となります。

②加入申込み・・・通常であれば、ボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会にて申込みを行います。大規模災害時のボランティアの場合は、被災地の社会福祉協議会での申し込みも可能となります。

Q2 大規模災害発生時のボランティア活動保険の取り扱いとは？

A2 全社協の「ボランティア活動保険」では、大規模災害が発生し、被災地社協に災害ボランティアセンターが設置され、被災地の道県社協から全社協に要請があった場合、「大規模災害特例」を適用し、全国の関係社協に通知しています。

Q4 ボランティア活動保険には、基本タイプと天災タイプがありますが、台風や洪水・突風などの自然災害時のボランティア活動は、「天災タイプ」に加入していないと補償されないのでしょうか？また、地震・噴火・津波などの震災復旧の場合の補償はどのようなになりますか？

A4 台風、洪水、突風などの風水害によるケガは「基本タイプ」・「天災タイプ」のいずれでも補償されます。「天災タイプ」でない対象にならないのは、地震、噴火、津波によるケガの補償です。（賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象外）従って、例えば震災復旧などのボランティア活動中に、余震によってケガをされた場合等は、「天災タイプ」でなければ補償されません。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。